

いじめの防止等の対策に関する基本方針

福島市立矢野目小学校

1 目的

- (1) 「いじめ防止対策推進法」及び福島市教育委員会「福島市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止と適切な対応に努める。
- (2) いじめ問題の絶無を期し、児童一人ひとりが安心して楽しく豊かな学校生活を送ることができるように指導及び支援を行う。

2 基本方針

- (1) 全職員が「いじめは現に起きている」という危機意識をもち、「いじめは決して許されない」という共通理解のもと、いじめの未然防止に組織的に取り組む。

【いじめの定義】

「いじめ防止対策推進法」の総則によると「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われることも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」となっている。

平成18年度間の調査により規定された文部科学省の定義には、「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とある。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた側の児童生徒の立場に立って行うものとする。

(注1) 「いじめを受けた側の児童生徒の立場に立って」とは、いじめを受けたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

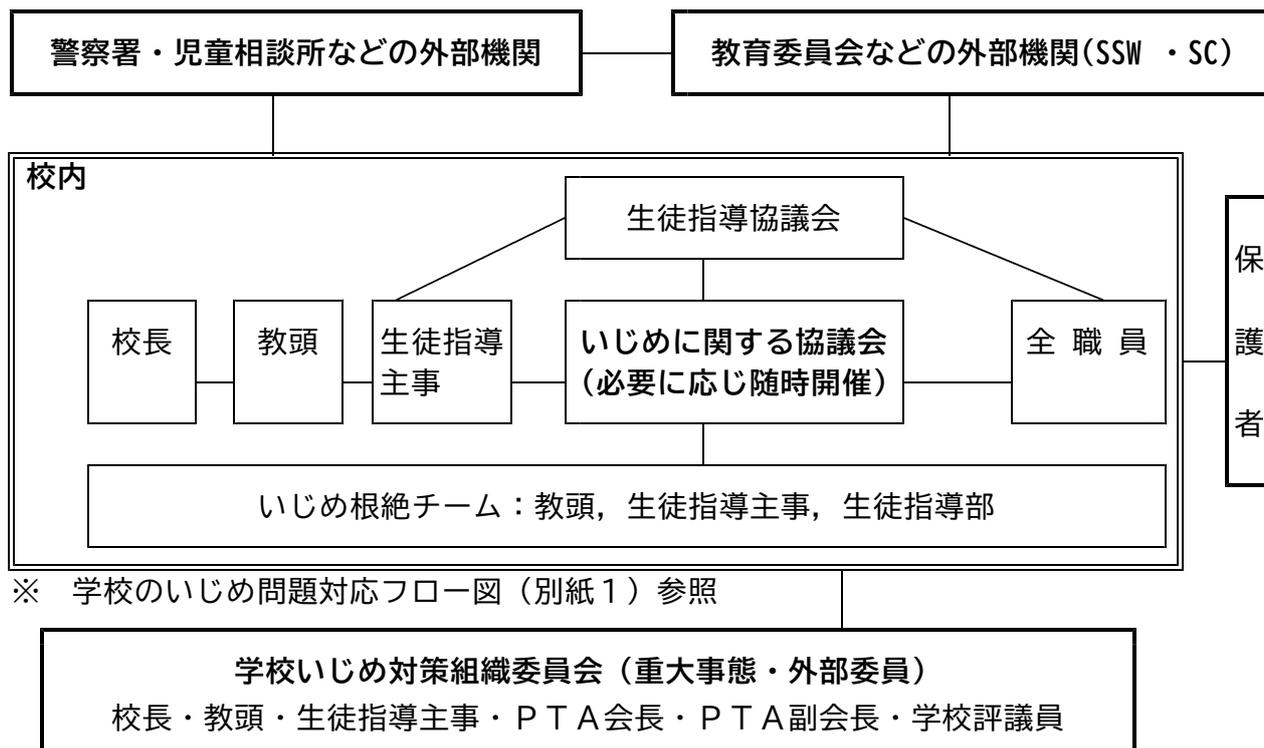
(注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注5) けんか等を除く。

- (2) いじめの認知に当たっては、いじめを受けた側の児童、保護者の立場に立って行い、解決に向け組織的、継続的に指導するとともに、いじめが繰り返されないよう事後指導も含めて徹底して行う。
- (3) いじめ防止に向け、家庭や地域との連携を図るとともに、関係機関との連携も充実させる。

3 いじめ防止に向けた組織



※ 重大事態への対応フロー図（別紙2）参照

4 いじめ防止対策指導計画（全体計画は別紙3参照）

（1）道徳教育等の充実

- ① 道徳や特別活動を含む学校教育活動全体を通して、「生命の尊重」「思いやり」「正義」等，人としての生き方に関する指導を徹底する。
- ② 日常的な指導を通して，困った時に，黙認したり，傍観したり，逃避したりすることは，自分もいじめに加担していることを理解させ，いじめの絶無に立ち向かう強い心を育てる。
- ③ 社会的に許されない行為は，子どもの世界でも許されないことを自覚させる。

（2）早期発見のための措置

- ① 全職員がいじめ問題の重大性を認識し，正義感を行き渡らせる指導を徹底する。
- ② 学級担任だけでなく，養護教諭，事務職員，技能主事等も含めて子どものサインを見逃すことなく，情報を早期に把握する。
- ③ 日常の児童の行動や表情をつねに細やかに観察し，変化を早期に把握する。
- ④ 小さい情報でも，訴えがあったときには，正確かつ迅速に事実関係をつかみ早期対応に努めるとともに，全教職員が共通に理解し，共通に対応する。
- ⑤ 子どものサインを見逃さないために，本校におけるチェック事項を設定し，情報把握に努める。

※ チェック事項は下図の通り

(3) 相談体制の整備

① 教育相談実施計画の作成と適切な運用を図る。

※ 教育計画 (4)「教育相談実施計画」参照

② 教師と児童及び児童同士が、何でも言える学級づくりに努める。

③ 児童と教師、児童同士、教師と保護者の信頼関係を確立する。

④ 児童の悩みや相談ごとをいつでも受け入れる態勢を常にもっている。

⑤ 学校と家庭の連携を密にし、同一方向を向いた指導を推進する。

⑥ 小さい情報でも、訴えがあったときには、互いに納得した解決を図るとともに、養護教諭や関係諸機関との連携を図るようにする。また、保護者にも十分に理解され、保護者の悩みに応えることができる指導体制づくりに努める。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

① インターネットの利用にあたってのマナー（ネチケット）を各学年で指導するとともに、授業等でその有効活用やメディアリテラシーなどについて適宜指導にあたる。

② インターネットによるいじめの防止や適正な利用、また、保護者の指導監督責任等について、授業参観や懇談会、教育相談の場、各種便りなどで保護者への啓蒙を図る。

(5) いじめの防止等の対策に従事する人材の確保

① 「いじめ根絶チーム」の作成と適切な運用を図る。

② 教育委員会へ報告し、指導主事やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどと連携し、解決にあたる。

(6) 研修の推進

① 教職員が進んで研修に参加できる体制を整えるとともに、研修に参加して学んだことは、全教職員に確実に伝達し、共通理解の上で指導にあたるようにする。

② 現職教育や学校訪問などの機会を活用し、普段からすべての教員が、子ども一人ひとりの個性を大切にするとともに、生徒指導の機能を生かした授業が展開できるように研修を深めていく。

(7) 啓発活動

① 家庭、地域に対する予防及び啓発にかかわる働きかけを含む広報活動を推進する。

② 学校便り等で保護者への呼びかけを行い、各家庭でいじめなどの問題について話し合う良い機会を作っていく。